君津市地域防災計画

【大規模事故等編】

【大規模事故等編】目次

第１章　計画の方針 ..... 大規模事故等編 1-1-1
第１節　計画の目的 ..... 大規模事故等編 1-1-1
第２節　計画の対象とする災害 ..... 大規模事故等編 1-1-1
第３節　計画の性格 ..... 大規模事故等編 1-1-1
第４節　市の配備体制 ..... 大規模事故等編 1-1-1
第５節　計画の修正 ..... 大規模事故等編 1-1-1

第２章　計画の内容 ..... 大規模事故等編 2-1-1
第１節　大規模火災対策計画 ..... 大規模事故等編 2-1-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-1-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-1-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-1-3
第２節　林野火災対策計画 ..... 大規模事故等編 2-2-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-2-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-2-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-2-2
第３節　危険物等災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-3-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-3-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-3-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-3-2
第４節　海上災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-4-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-4-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-4-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-4-1
第５節　油等海上流出災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-5-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-5-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-5-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-5-2
第４　事後の監視等 ..... 大規模事故等編 2-5-3
第６節　航空機災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-6-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-6-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-6-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-6-1
第７節　鉄道災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-7-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-7-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-7-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-7-1
第８節　道路災害対策計画 ..... 大規模事故等編 2-8-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-8-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-8-1

第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-8-1
第９節　放射性物質事故対策計画 ..... 大規模事故等編 2-9-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-9-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-9-2
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-9-3
第 10 節　噴火降灰対策計画 ..... 大規模事故等編 2-10-1
第１　基本方針 ..... 大規模事故等編 2-10-1
第２　予防計画 ..... 大規模事故等編 2-10-1
第３　応急対策計画 ..... 大規模事故等編 2-10-1

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

都市化の進展や、大きな森林面積、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害や火山災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、また、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、これらの対策について定める。

第２節　計画の対象とする災害

本計画の対象は、災害対策基本法第２条及び同施行令第１条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、社会的に大きな影響を与える次の災害とする。

○　大規模火災	○　林野火災	○　危険物等災害	○　海上災害
○　油等海上流出災害	○　航空機災害	○　鉄道災害	○　道路災害
○　放射性物質事故	○　噴火降灰		

第３節　計画の性格

本計画は、それぞれの事故災害等に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、震災編の規定に準ずる。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、震災編の災害復旧計画に準ずる。

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによるが、大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救助に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第４号）に適用される。

第４節　市の配備体制

大規模事故災害等が発生した場合は、災害の規模、内容等に応じて市役所６階に対策本部を設置し、対処する。

また、配備体制については、災害の規模、内容等に応じて震災編で定めた体制に準ずる。

第５節　計画の修正

総則編　第１章　第１節　「第４　計画の修正」に準ずる。

第２章　計画の内容

第１節　大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	建設部建設計画課・公園緑地課・建築課、教育部生涯学習文化課、消防本部・消防署
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第１　基本方針

大規模な火事による多数の死傷者の発生等、大規模な火事災害に対する対策について定める。

第２　予防計画

１　建築物不燃化の促進

建設計画課及び建築課は、市街地における延焼拡大防止等を次により促進する。

(1) 建築物の防火規制

① 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

② 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条による屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

２　防災空間の整備・拡大

建設計画課、公園緑地課は、市街地の延焼防止のため、オープンスペース等防災空間の整備・拡大に努める。

(1) 良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園へ火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

３　市街地の整備

建設計画課、公園緑地課は、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

４　火災予防に係る立入検査

消防本部・消防署は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第４条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

５　建築物の防火対策

消防本部・消防署は建築物の防火対策として次の対策を行う。

(1) 住宅防火対策

市民に対し住宅防火意識の普及啓発等を行うほか、消防法第９条の２に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

(2) 多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(3) 特定防火対象物対策

消防法第８条の２の２の定期点検報告制度に該当する特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

６　大規模・中高層建築物の防火対策

大規模・中高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部・消防署は、大規模・中高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、「建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

① 高水準消防防災設備の整備

② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

７　文化財の防火対策

生涯学習文化課、消防本部・消防署は、文化財の所有者及び管理者に対し、下記の事項について指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

火災の発生を報知できるように、自動火災報知設備や漏電火災警報設備を設置する。また、迅速な消火活動を行うことができるように、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等消火設備の設置に努める。

防火施設の整備に当たり、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（文化庁、令和３年 12 月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。

(2) 防火管理

火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年１月 26 日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

８　消防組織及び施設の整備充実

消防本部・消防署は、消防職員・団員の確保及び消防資機材等の整備充実に努める。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

２　情報の収集・伝達

情報整理班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

３　消防活動

消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４　救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

５　交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

６　避難

計画分析班は、必要に応じて、避難所の開設を対象施設の管理責任者（担当部長）に伝達する。これを受け、当該施設担当者は避難所を開設する。

災害時には、市民協力班は、自治会、自主防災組織、消防団、市政協力員等と連携して、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

７　救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、市民協力班は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。また、医務防疫衛生班は、医療機関の協力のもとに医療救護の確保に努める。

８　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

９　災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第４号）に適用する。

第２節　林野火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	総務部危機管理課、建設部農林土木課、教育部学校教育課、消防本部・消防署、森林組合
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、消防班、警察署

第１　基本方針

大規模な林野火災が発生した場合、貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害及び市町村境を越えた拡大などが懸念されるところである。特に、令和７年２月２６日に岩手県大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、火災の覚知から約２時間で延焼範囲は６００ha以上にも達し、最終的には約３，３７０haとなる昭和３９年以降では最大の林野火災となった。

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意し、林野火災に対する対策について定める。

第２　予防計画

１　防災活動の促進

(1)　県及び市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

(2)　県及び市は、自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報活動に努める。

(3)　県及び市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水などの普及と初期消火のための施設の配備を促進する。

(4)　市は、林野火災の予防に関する住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長する。

２　法令による規制

(1)　市は、君津市火災予防条例（昭和 46 年君津市条例第 26 号）に基づき林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令に努める。

(2)　市は、君津市火災予防条例第 45 条第 1 項第 1 号に基づき、たき火の届出の徹底に努める。

(3)　市は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条による火入れの許可制度の適正な運用に努める。

３　林野火災に対する警戒の強化

(1) 市は、君津市火入れに関する条例（昭和 59 年君津市条例第 24 号）に基づき火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、許可した火入れの情報やたき火の届出等を消防機関に共有する。

(2) 市は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

４　林野火災に強い地域づくり

(1) 市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

(2) 県及び市は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。

(3) 森林所有者、林業事業体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 県及び市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理にあたっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

(2) 消防班は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

(3) 消防班は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

(4) 消防班は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

(5) 消防班は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(6) 消防班は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利等の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、必要に応じて、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

(7) 消防班は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する

(8) 県及び市は、国の機関、林業事業体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。

３　情報の収集・伝達及び活動体制の確立

(1) 情報整理班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防班は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。
(3) 県及び市（計画分析班・消防班）は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。
(4) 林業事業体は、県や市町村等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。
(5) 消防班は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を県や他の消防機関等に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行う。

４　消防活動

(1) 消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、最寄りの水源からの送水ルートを確保し、又は利用可能な自然水利を活用して、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
(2) 消防班は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。
(3) 消防班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用等により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理等を徹底し、確実な鎮火を行う。
(4) 消防班は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

５　救急・救助活動

消防班は、火災現場での救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、山中に孤立した者を発見したときは、ヘリコプターによる救助を要請する。

６　立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

７　林野火災における住民避難

(1) 計画分析班は、気象台や消防機関等から防災気象情報や画像・映像情報等を積極的に収集し、速やかに避難指示等の発令の判断を下すよう努める。加えて、延焼拡大のおそれを考慮し、避難指示の発令対象区域外であっても、避難指示の前段階として、火災発生を知らせる情報、避難の準備を促す情報の発表や高齢者等避難の発令を検討するよう努める。
(2) 計画分析班は、地域の実情を踏まえ、高齢者等避難・避難指示等の情報発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討するよう努める。
(3) 計画分析班は、地域の実情を踏まえ、林野火災に適した避難先をあらかじめ定めておき、避難指示の発令に際しては、延焼範囲等を考慮しつつ具体の避難先を決定するよう努める。

８　二次災害の防止活動

地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

９　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、火災発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

第３節　危険物等災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	消防本部・消防署
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、土木班、消防班、警察署、海上保安署、関係機関

第１　基本方針

危険物等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物等災害に対する予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

この計画で危険物等とは次のものをいう。

名　　称	法 的 規 定	具　体　例
危　険　物	消防法(昭和 23 年７月 24 日法律第 186 号)第２条第７項に規定されているもの	石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
火　薬　類	火薬類取締法(昭和25年５月４日法律第149号)第２条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
高 圧 ガ ス	高圧ガス保安法(昭和 26 年６月７日法律第 204 号)第２条に規定されているもの	液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)第２条に規定されているもの	毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
指定可燃物	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年９月 26 日政令第 306 号）第１条の 12 に規定されているもの	紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など

道路上での危険物等の災害については「第８節　道路災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

第２　予防計画

消防本部・消防署は、次の予防対策を実施する。

１　危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

２　危険物施設等の保安監督の指導

震災編　第２章　第３節「第１０　危険物施設等の安全化」に準ずる。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

２　緊急通報

消防班は、危険物等災害発生の通報を受けた場合、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

３　災害情報の収集及び報告

消防班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

４　消防活動

消防班は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

５　救急医療

消防班は、当該事業所、県、医療機関と連携して負傷者等の救助及び救急医療業務を実施する。警察署、木更津海上保安署その他関係機関はこれに協力する。

６　避難

計画分析班は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

７　警備

警察署及び木更津海上保安署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

８　交通対策

土木班は、警察署と連携して、市道の交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

また、被災が海上に及ぶ場合は、木更津海上保安署は、その周辺海域の交通対策に万全を期する。

９　救援・救護活動

被災者の状況に応じて必要な場合は、市民協力班は、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。

10　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

11　環境汚染対策

清掃班は、危険物等による河川、海域等の汚染を防止するため、監視を行う。危険物等の流出が確認された場合は、木更津海上保安署等関係機関と連携して汚染の拡大防止を行う。

第４節　海上災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署

第１　基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については大規模事故等編「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

○　旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの

○　漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第２　予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

１　各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

①　木更津海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

②　県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、災害時における行動、避難経路の教示等を実施する。

２　資機材等の整備

木更津海上保安署等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。また、千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、市の周辺海域で、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

２　情報の収集・伝達

情報整理班は、海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、警察、木更津海上保安署に連絡する。また、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

３　捜索・救助・救護活動

消防班は、遭難船舶を認知した場合、直ちに現場に臨み、応急救護活動を行う。

また、負傷者が多い場合は、医務防疫衛生班は、災害現場に応急仮設救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

４　遺体の収容

遺体を収容した場合は、福祉救護班は、遺体の安置所、検案場所を設置する。

５　広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

また、福祉救護班は、遺体の収容や負傷者の搬送先等の問い合わせに対応できるよう、窓口を設置する。

第５節　油等海上流出災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	総務部危機管理課、海上保安署、県、船舶関係機関、千葉県水難救済会
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、消防班、警察署、海上保安署、防災関係機関
第４　事後の監視等	経済環境部環境保全課

第１　基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸の市民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

１　対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第３条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

２　市の役割

油等流出事故に関し、市が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

(1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
(2) 防災関係機関及び市民への情報提供
(3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
(4) 漂着油等の除去作業等
(5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
(6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
(7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに周辺の市民に対する避難指示
(8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
(9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
(10) 油防除資機材の整備
(11) 回収油等の一時保管場所等の調査協力
(12) 漁業者等の復旧支援

第２　予防計画

１　広域的な活動体制

危機管理課は、平時から国、県等の各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

２　情報連絡体制の整備

危機管理課は、県及び木更津海上保安署等の防災関係機関との間で、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

３　油防除作業体制の整備

危機管理課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう体制整備に努める。また、油防除資機材の備蓄や関係機関による流出油防除訓練等への参加を行い、事故への対応を迅速かつ的確に実施できるようにしておく。

第３　応急対策計画

１　防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、木更津海上保安署等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

２　応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

３　情報の収集・伝達

情報整理班は、付近の海域において油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。

４　警戒区域の設定、避難

計画分析班は、沿岸の市民等に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域を設定し立入制限を実施し、現場の警戒を行うとともに周辺の市民に対する避難指示を行う。

５　流出油等の防除

計画分析班は、漂着油等により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、木更津管内排出油等防除協議会（木更津海上保安署）の要請に基づき、その被害を防止するため関係機関と連携して除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油等の保管場所の確保に努める。

６　広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や異臭、有害物質等による地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの各種問い合わせに対する相談窓口を設置する。

７　環境保全等に関する対策

(1)　清掃班は、県と連携して、油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。また、必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

(2)　医務防疫衛生班は、異臭等の発生により、市民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。

(3) 清掃班は、海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

８　油等回収作業実施者の健康対策

医務防疫衛生班は、君津健康福祉センター（君津保健所）及び君津木更津医師会等の協力を得て油等回収作業実施者の健康対策を実施する。

９　補償対策

船舶から流出又は排出された油により損害を受けた場合には、船舶油濁損害賠償保障法により、損害賠償額の支払いを請求することができる。

また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により海上保安庁長官が要請した排出された油等の措置を講じたときには、当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができる。

第４　事後の監視等

環境保全課は、県等関係機関と連携して、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第６節　航空機災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	総務部危機管理課
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、清掃班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第１　基本方針

本計画は、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、平素から体制を整備するための予防計画、及び応急対策を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、大規模事故等編「海上災害対策計画」に準ずる。

第２　予防計画

危機管理課は、航空機災害について、関係機関相互間における情報の収集、連絡体制や市民への広報体制等を整備しておく。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

２　情報の収集・伝達

情報整理班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

３　消防活動

消防班は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

また、必要に応じて市民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、消防班だけでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

４　救助・救護活動

消防班は、事故の発生を覚知した場合、直ちに現場に臨み、応急救護活動を行う。

また、負傷者に対し、医務防疫衛生班は、災害現場に救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

５　遺体の収容

福祉救護班は、遺体安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

６　交通規制

警察署は、災害現場に通じる道路及び災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに市民に広報する。

７　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

８　避難

計画分析班は、航空機災害により影響を受ける区域の市民に対し、必要に応じて避難指示を出し、安全な避難所等に収容する。

９　防疫・清掃

医務防疫衛生班は、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ的確な応急対策を講ずる。

事故現場の清掃については、清掃班は、災害救助法等の定めるところにより応急対策を講ずる。

10　その他被災者家族への支援

計画分析班は、県、事故原因者等関係機関からの要請に基づき、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供・紹介、火葬等の必要な対応を支援する。

第７節　鉄道災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	総務部危機管理課、鉄道会社、道路管理者
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、福祉救護班、医務防疫衛生班、消防班、警察署

第１　基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第２　予防計画

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等の定めるところにより、車両や施設等に関する整備、改良及び保全を行い、輸送の安全確保を図る。

市、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社等の各機関は、それぞれの機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、災害発生後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、被害の規模に応じて、他の市町村に応援を要請するとともに、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

２　情報の収集・伝達

情報整理班は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるほか、発見者からの通報があった場合は、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

３　消防活動

消防班は、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援を要請する。

４　救助・応急救護活動

消防班は、事故の発生を覚知した場合、直ちに現場に臨み、救護活動を行う。

また、負傷者に対し、医務防疫衛生班は、災害現場に救護所を開設し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が編成する救護班の派遣を受けて、迅速な応急措置を施す。

なお、応急措置後の負傷者については、消防班が中心となって医療機関に搬送する。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救護活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救護活動を行う。

５　交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

６　避難

計画分析班は、必要に応じて避難場所を確保する。

市民協力班及び警察は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

７　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

第８節　道路災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	道路管理者、輸送事業者
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、消防班、警察署、道路管理者、輸送事業者

第１　基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

■計画の対象となる道路災害

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第２　予防計画

１　危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行う。

２　資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておく。

３　危険物積載車の災害予防

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

２　情報の収集・伝達

道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、道路管理者は、警察署、消防本部・消防署等に通報する。また、危険物積載車両の事故が発生したときは、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

消防班は、被災現地に職員を派遣し被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

情報整理班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

３　消防活動

消防班は、速やかに事故の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、併せて危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４　救急・救助活動

消防班は、救助活動や負傷者の医療機関への搬送を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、県、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

５　交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

６　避難

計画分析班は、警察署と連携して、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、市民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

７　広報活動

秘書広報班は、消防班の協力を得ながら、事故発生状況や地域への影響等について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ等により広報活動を行う。

８　危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年３月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

第９節　放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	総務部危機管理課、消防本部・消防署、核燃料物質使用事業者
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、市民協力班、清掃班、医務防疫衛生班、経済班、消防班、かずさ水道広域連合企業団、放射性物質取扱事業者、県

第１　基本方針

１　基本的考え方

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が 10 か所存在している。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

２　放射性物質事故の想定

(1) 県内の核燃料物質使用事業所における事故の想定

県内に所在する核燃料物質使用事業所は９施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは４施設であり、他の５施設は保管のみを行っており、原子力災害対策特別措置法の対象事業所は存在していない。県内の施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

人為的ミスや地震等の自然災害等による漏えいが想定されるが、市内にはこれらの施設がないため、市域への影響はないものと想定する。

(2) 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の市民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から 100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

したがって、茨城県等に立地している原子力事業所について、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による大事故が発生し、放射性物質又は放射線の影響が本市に影響を及ぼした場合を想定する。

(4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び市民への広報体制等について検討する。

第２　予防計画

１　通報体制の整備

核燃料物質使用事業者は、放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防、警察、国、県、市への通報連絡体制を整備する。

２　放射性物質取扱施設の把握

危機管理課は、県と連携して、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

３　情報の収集・連絡体制の確保

危機管理課は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

市から県への連絡では、防災行政無線等を有効に活用する。

４　放射性物質事故発生時の体制整備

危機管理課は、次の対策の実施を検討する。

(1) 専門知識等に関する助言が受けられる体制
(2) 被爆治療可能施設の把握
(3) 防護資機材の整備
(4) 退避施設の指定
(5) 市民、公共施設、教育施設等への緊急連絡体制
(6) 防災関係機関への放射性物質事故の教育、市民への知識の普及、訓練の実施

５　退避誘導体制の整備

市（危機管理課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から市民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めることとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第３　応急対策計画

１　応急活動体制

計画分析班は、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。なお、放射性物質事故発生時の配備基準は以下のとおりとする。

配備体制	設置する本部	配備時期	配 備 職 員
第１配備	放射性物質事故応急対策本部 （本部長：総務部長）	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき	危機管理課、秘書課、厚生課、農林土木課、建設計画課、管理課、土木課、公園緑地課、教育総務課、消防総務課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所
第２配備			上記に掲げる課等に加えて、各課１名以上の連絡員をおくものとする。
第３配備	災害対策本部 （本部長：市長）	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき	全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
第４配備			全部長及び全班長のほか各班長が指名した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
第５配備			全　員

２　事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防及び国の関係機関に通報する。

①　事故発生の時刻	②　事故発生の場所及び施設
③　事故の状況	④　放射性物質の放出に関する情報
⑤　予想される被害の範囲及び程度等	⑥　その他必要と認める事項

(2) 被害状況の報告

計画分析班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けたときは、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３　緊急時の環境放射線モニタリング

県は、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所等の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行う。放射性物質による環境への影響について把握するに際して、市はそれに必要な協力を行う。

県が行うモニタリング項目は次のとおりである。

①　大気汚染調査	②　水質調査	③　土壌調査
④　農林水産物への影響調査	⑤　食物の流通状況調査	

また、市（各班）は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。

４　消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合は、事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防班においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

５　退避施設の選定及び退避誘導

(1) 退避施設の選定

計画分析班は、市民が退避する必要がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定（開設）し市民への周知を図る。

(2) 退避誘導

計画分析班は、警察署と連携して、専門家の指導及び助言を受けて、退避する必要がある市民に対して、避難指示の発令、及び立入禁止区域の設定等の措置を講じ、避難所（退避所）に誘導する。

避難誘導に当たっては、避難所（退避所）、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 広域避難

ア　広域避難者の受入れ

市町村、都道府県の区域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、市は、県又は他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

イ　市外への広域避難者の受入れ

本市が被災し、市域を越えて広域的な避難をすることが必要になる場合、県及び他市町村に対し、受入れの協議を要請する。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

６　放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

７　広報広聴活動

秘書広報班は、消防班の協力や専門家の助言を得ながら、放射性物質事故等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報について、広報車、安心・安全メール、市ホームページ、ＳＮＳ等により広報活動を行う。

また、市民協力班は、市民等からの問い合わせに対する相談窓口を設置する。

８　飲食物の摂取制限等

県及び市（経済班）は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等、必要な措置を行う。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

９　健康管理

医務防疫衛生班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

10　風評被害対策

秘書広報班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

第 10 節　噴火降灰対策計画

項　　目	担　　当
第１　基本方針	
第２　予防計画	危機管理課
第３　応急対策計画	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、経済班、清掃班、県

第１　基本方針

君津市では、富士山が噴火した場合、最大で 2cm 程度の降灰が予想されるが、市民生活に直接的に大きな影響が及ぶ被害は考えにくい。そのため、火山情報の普及・啓発の促進、火山の噴火や降灰に関する情報伝達体制の整備等を定める予防対策、また、降灰が生じた場合の市民への周知や降灰処理、回収に関わる応急対策を促進する。

第２　予防計画

火山現象や前兆現象等の火山に関する情報が発表・報道されたときに、市民が情報を理解できるように火山情報、火山噴火に関する知識の普及・啓発を行う。

１　噴火警報・噴火予報

気象庁が発表する火山情報等は以下の種類がある。

・噴火警報（居住地域）　・噴火警報（火口周辺）　・噴火警報（周辺海域）
・噴火警戒レベル
・噴火予報
・降灰予報
・火山ガス予報
・火山現象に関する情報等

２　防災知識の普及・啓発

市民が適切に火山噴火や火山情報を理解できるように、火山に対する知識の普及・啓発を促進する。

（ア）　火山情報の種類と発表基準の理解と周知
（イ）　火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
（ウ）　降灰予想発表時や噴火時にとるべき行動等の周知
（エ）　自分の住む地域の降灰予測状況の把握
（オ）　マスク・ゴーグル・水・食料・衣料品等の非常持出品の準備
（カ）　火山降灰が農作物に与える影響の周知

第３　応急対策計画

１　情報の収集・伝達

降灰が予想されるときや降灰が確認されたときは、市は県等の関係機関と連携し、情報の収集、伝達に努める。

(1) 降灰に関する情報の発信

降灰が予想されるときや降灰が確認されたときは、市は県等の関係機関と連携し、情報の収集、伝達に努める。

(2) 県への報告

降灰に関する情報収集の結果は、被害状況とともに県へ報告する。

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

（ア）外出時はマスクやゴーグルの着用、傘の私用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

（イ）屋内に火山灰が入らないように窓を閉め、洗濯物は室内に干す。

（ウ）自動車運転時はライトを点灯し、ワイパー使用により視界を確保するとともに、スリップに気を付ける。

２　農業従事者への支援

火山降灰は農作物や土壌に影響を与えることが懸念されるため、降灰が予想される場合又は確認された場合、いち早く支援対策を講じる。

（ア） 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ早く除去するように支援する。

（イ） 散水による除灰は十分な水量を用いるよう指導する。

３　降灰の処理と回収

火山灰の除去は、原則として土地所有者や管理者が行い、民有地では各家庭や各事業者が行う。

家庭から出された灰の回収は市が行い、事業所から排出された灰については、各事業者の責任で実施する。

火山灰は二重にポリ袋に集めて指定のごみ置き場に出すこととし、市は市民に対してこれを指導する。